

知的障害者・高齢者等の 刑事弁護と社会復帰支援

「受刑者の約4分の1は知的障害者」とも言われる中で、2014（平成26）年4月から、東京三弁護士会で、知的障害者・高齢者等*の刑事弁護における専門弁護士派遣制度が始まった。

知的障害者等の刑事弁護においては、捜査段階・公判段階の様々な場面において、障害の特性に対する理解、福祉との連携など、専門的なノウハウが必要となる。本特集では、寄稿および座談会により、その問題意識を多角的に掘り下げていただいた。

また、障害者・高齢者等の再犯率の高さから「刑務所の出口と入口がつながっている」とも言われる中で、2013（平成25）年4月に設置された東京地検の社会復帰支援室の取組みをご紹介いただいた。

本特集が、現在進行形で進む「司法と福祉の連携」についての理解を深める一助となれば幸いである。

（伊藤 敬史，寺崎 裕史）

CONTENTS

1. 罪に問われた障害者の問題と東京三弁護士会の取り組み
2. 障害者刑事弁護マニュアルの紹介
3. 東京地方検察庁社会復帰支援室の取組
4. 座談会

*厳密には知的障害者に該当しなくても福祉的支援を必要とする場合には、専門弁護士派遣制度の対象となる可能性があることから、本特集では「等」としています。

1. 罪に問われた障害者の問題と 東京三弁護士会の取り組み

東京三弁護士会障害者等刑事問題検討協議会 議長
東京弁護士会刑事弁護委員会 副委員長 屋宮 昇太（55期）



1 はじめに

平成26年4月1日から障害者等対応の当番弁護士名簿の運用が開始された（これを専門弁護士派遣制度という）。これは、大阪弁護士会が平成23年から運用を開始した制度にならい、当番弁護、国選弁護において、被疑者・被告人に精神障害、知的障害等の障害があるとの情報が弁護士会に入った場合に、障害者の対応をするための研修を受け、名簿登録された弁護士を派遣するという制度である。

2 司法と福祉の狭間で支援に漏れた障害者

そもそも、知的障害等をもった被疑者・被告人への対応が強く意識されたのは、平成15年に発刊された山本讓司元参議院議員の「獄窓記」において、刑務所内に知的障害を持った方が多くいるという衝撃的な事実が明らかにされたことが発端だった。これに対応する必要性を感じ、先駆的な取り組みを行ったのが、長崎県の社会福祉法人である南高愛隣会^{なんこうあいりんかい}であった（32頁に視察報告を掲載）。まず、南高愛隣会は、厚生労

働省の厚生労働科学研究として、平成18年から20年にかけて「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」(<http://www.airinkai.or.jp/hasshin/kenkyu/tsumi/index.html>)で、実態調査を行った。

この結果、平成18年度の新受刑者3万3032人のうちIQ69以下の新受刑者が7563人(22.9%)であり、IQ79以下の新受刑者が1万5064人(45.6%)であることや、同年度の受刑者を対象としたサンプル調査の結果、2万7024名のうち410名(1.5%)が、知的障害者又はそれを疑われる者であることが明らかとなった。

この調査で明らかになったのは、司法と福祉の狭間で福祉的支援に繋がることのないまま、刑務所生活を繰り返さざるを得なくなってしまう障害者がおり、そのような障害者にとっては刑務所が「最後のセーフティネット」になってしまっているということだった。このことから、現実にはこのような障害者を福祉的支援に繋げていく試行的な取り組みが開始されることとなった。

3 各地の取り組みのはじまり (入口支援と出口支援)

この取り組みの中、一つの制度として結実したのが、厚生労働省の事業として行われるようになった「地域生活定着支援センター」だった。同センターは、高齢や障害等の理由で特別な支援が必要な矯正施設からの退所者に対し、出所後のサービス利用事業所の調整をはじめ、地域生活に適応させるための福祉的支援を行うものとされている。同センターは、数年をかけて47都道府県、48か所に設置をされ、東京都にも平成23年に設置された。

このような刑務所等の矯正施設からの出所時の支援については、「出口支援」と呼ばれている。さらに、南高愛隣会は、出口支援だけでは不十分であり、裁

判段階(罪に問われ刑が確定するまでを含む)から福祉が関わっていかなければ十分な支援は困難であると考え、裁判段階での支援も模索するようになった。これが「入口支援」と呼ばれている。この入口支援については、毎年その形を少しずつ変えてはいるが、大きくは裁判段階において、福祉的支援の必要性や具体的な福祉的支援の在り方を調査、判定し、それを更生支援計画書等として証拠化し、裁判所に提出をするという枠組みである。

大阪弁護士会では、この南高愛隣会の流れとは別に平成23年度から冒頭に述べたとおり、罪に問われた知的障害者等に対応するための名簿を作成し運用を開始した。その後、横浜弁護士会でも同様の取り組みが開始され、全国各地で徐々に同様の取り組みが広がってきているようである。

4 東京三弁護士会の取り組み

東京弁護士会では、平成24年度末に東京都地域生活定着支援センターとの連携に関する協議会を立ち上げた。同協議会では、東京都地域生活定着支援センターや東京社会福祉士会と協議の場を持ちつつ、第一東京弁護士会や第二東京弁護士会との連携も深めていった。このような中、平成25年7月には東京三弁護士会刑事弁護委員会正副委員長会議で平成26年4月から専門弁護士派遣制度を立ち上げることを目標とすることが決められた。

また、この問題は福祉の問題も深く関係している。そこで、刑事弁護、刑事法制、刑事拘禁等の刑事関係の委員会のみならず、高齢者・障害者関係委員会、子どもの権利に関する委員会等が横断的に連携する必要があった。数カ月の準備期間を経て、平成25年11月には、関係委員会メンバーで構成される東京三弁護

士会障害者等刑事問題検討協議会が立ち上がった。

この協議会では、「障害者刑事弁護マニュアル」の作成、裁判所や検察官への協力要請、名簿登録要件となる研修会の企画、東京都地域生活定着支援センターの運営を行っている東京都や東京社会福祉士会等との連携等々を行ってきた。

東京地方裁判所との協議では、平成26年2月、勾留質問段階で、障害者手帳や診断書を所持している被疑者・被告人や身上調書等で過去に特別学級等に通っていたことが認められる被疑者・被告人については、裁判所が法テラスにその旨を通知し、通常の事件とは別個に配点ができるような枠組みを作ることで合意することができた。

平成26年3月には、「障害者刑事弁護マニュアル」(4頁参照)が完成し、このマニュアルに基づく研修を3月6日と28日の2回実施することができた。これらの研修会には、150名近い方に受講していただき、この問題の関心の大きさを実感することができた。

平成26年4月1日から専門弁護士派遣制度の運用が開始されたが、平均して三会合計して月あたり4、

5件程度が配点されている。現状では、精神障害が疑われる事案がほとんどである。さらに、現在では東京地方検察庁も弁解録取の段階で、障害者手帳を所持している被疑者については、一件記録に青色の紙を付けて勾留請求をする運用がなされている。

現在、協議会では、社会福祉士の方に接見同行してもらうなどし、共に被疑者・被告人の更生支援計画を検討・協議していく枠組みを作るため東京社会福祉士会と引き続き協議をしており、早急な制度化をはかりたいと考えている。

今後、東京都、警視庁、保護観察所、福祉事務所等々との連携も必要であり、どのような連携をできるかを関係各所と協議すべく取り組みを進めているところである。

5 最後に

罪に問われた障害者に関する取り組みは、開始されたばかりである。試行錯誤しながら、よりよい制度を構築していきたい。

2. 障害者刑事弁護マニュアルの紹介

東京三弁護士会障害者等刑事問題検討協議会 委員 山田 恵太 (65期)



東京三弁護士会障害者等刑事問題検討協議会では、平成26年3月、「障害者刑事弁護マニュアル」を作成した。このマニュアルは、平成26年4月の専門弁護士派遣制度の運用開始に合わせ、障害のある人の刑事弁護を行うに当たり、その活動の一助となる

ことを目的としたものである。本稿では、マニュアルの内容について簡単に紹介する。

マニュアルでは、刑事弁護の過程で出会う「コミュニケーションにおいて特別の配慮を要する方」や「福祉的支援を必要とする(と思われる)方」を想定して、



刑事弁護において扱うことの多い障害に関し、〈総論〉、〈捜査〉、〈公判〉、〈福祉との連携〉の各項目について、Q & A方式で、どのような対応が必要となるか解説している。

1 〈総論〉について

この項では、障害（特に、知的障害、発達障害、精神障害、聴覚障害など）についての基礎知識（定義、特性等）について解説した後（Q1）、知的障害・発達障害、精神障害、聴覚障害のある人の刑事弁護で特に注意すべき点について記載（Q2～4）している。

(1) 知的障害・発達障害

知的障害（医学用語では「精神遅滞」という）とは、知的機能の発達の遅滞のために社会生活に困難が生じており、特別の援助や配慮を要する状態をいう。知的機能の発達の遅れは、おおむね知能指数（IQ）70を基準に判断される。

発達障害とは、広汎性発達障害（PDD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）など、脳機能の障害であって、通常は低年齢において症状が発現する障害をいう。

知的障害・発達障害のある人は、①迎合性・誘導性（相手に迎合しやすく、誘導に乗りやすいという特性）があること、②情報を短期記憶として保持することが困難であること、③認知の障害等から反省に至らない（相手の気持ちが理解できないなど）、反省の気持ちを表現することができないなどの課題が生じうること、などの問題を抱えている。弁護人としては、その特性を十分に理解し、配慮する必要がある。

(2) 精神障害

精神障害とは、統合失調症、気分障害（うつ病や双極性障害等）等の様々な精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱える障害である。精神疾患は医学的療法によって寛解するものであることが、知的障害や発達障害との相違点である。

精神障害のある人の場合、現実離れした妄想・幻聴に基づく発言（例えば、「毒ガスが撒かれている」「留置場に敵がいる」など）をしたりして、事件内容の聴き取りが困難なことがあり、言動を客観的に観察することが必要となる。また、場合によっては、接見の際の、被疑者・被告人の言動を記録化（メモ、録音録画）すべきである。

なお、心神喪失・心神耗弱と判断され、起訴猶予・執行猶予となった場合には、医療観察法上の申立てがなされる可能性があることにも注意が必要である。

2 〈捜査〉について

この項では、接見における注意点（Q5, 6, 7）、捜査機関への申入れ（Q8）、不起訴に向けた活動（Q9）、医療観察法の手続（Q10）などについて解説している。

(1) 接見における注意点

当マニュアルでは、チェックリスト（6頁掲載）を設けて、障害があることへの気付きのポイントを記載している。

また、本人から話を聞く際の注意点として、基本的に、オープンクエスチョン（迎合性・誘導性に配慮するため）で質問を行うべきである。しかし、一方で、数量や時間、空間や比較の概念、因果関係等を理解することが苦手であることが多いため、それらの事項について質問する場合には配慮が必要である。

チェックリスト (例)

～障害があることへの
気付きのポイント～

- 障害者手帳（知的障害の場合、療育手帳。名称は全国で統一されておらず、東京都では「愛の手帳」という）を持っている。
- 障害者年金を受給している。
- 養護学校（特別支援学校）卒である。
- 生じた結果について予測し、あるいは意識した形跡がない（このような結果になるとは全く思っていなかった、など）。
- 目線があわない。
- パンフレットの漢字が読めない。
- 質問に対して「はい」としか答えず、矛盾した問いに対しても「はい」と答える。

(2) 捜査機関に対する申入れ

捜査機関に対しては、①障害の存在およびそれに対する配慮（一般的障害特性だけでなく、当該被疑者の方の特性を具体的に伝えることが重要）、②可視化、③心理・福祉職の立会い、を申し入れることが必要である。

(3) 不起訴に向けた活動

捜査段階においても福祉との連携を行い、受入先を見つけることも積極的に試みるべきである。

3 <公判> について

この項では、捜査記録の検討に当たり留意すべき点（Q 11）、訴訟能力を争う場合（Q 12）、被告人の供述調書の任意性・信用性を争う場合（Q 13）、被告人質問における配慮（Q 14）、責任能力を争う場合（Q 15）、情状弁護における留意点（Q 16）、裁判員裁判における留意点（Q 17）などについてそれぞれ解説している。

(1) 捜査記録の検討、供述調書の任意性・信用性

捜査記録の検討に当たっては、特に、被告人の供述調書の任意性・信用性について争う余地がないかを慎重に検討する必要がある。障害のある人の特性に鑑みれば、供述調書の任意性・信用性を争うべき場合は多いと思われる。検察官の証拠請求に対して、安易に同意すべきではない。

(2) 訴訟能力を争う場合

被告人に障害がある場合、訴訟能力を欠く状態にあると考えられる場合も少なくない。弁護人としては、訴訟能力について慎重に検討した上、問題があると判断した場合には、積極的に争うべきである。

訴訟能力を争う場合、①黙秘権・弁護人選任権などといった言葉の意味を理解することができるかどうか、②法廷における訴訟関係人の役割や訴訟手続の意味を理解できるかどうか、③各訴訟行為の内容、特に公訴事実に関する検察官の立証内容や訴訟の成り行き等の大筋を理解できるかどうか、④自分に有利な事実を弁護人に知らせ防御方針を相談することなどの意思疎通能力があるかどうか、などの点に注目する必要がある。

(3) 責任能力を争う場合

責任能力に疑問がある場合には、家族や施設等の関係者からの聴き取りを行うほか、できる限り医師等の専門家の助言を得て検討をする必要がある。また、たとえ責任能力に関する主張が認められない場合であっても、詳細な鑑定結果が法廷で語られることが、量刑を引き下げる効果があることにも注意が必要である。

なお、知的障害について、IQの数値を単純に心神耗弱・心神喪失に対応させる見解が示されている。しかし、知能検査の結果は、検査時の環境や体調等にも左右され、特に拘禁中の人についてIQの値がそのままその人の知能を表すとはいえないことや、責任能力の有無は対象となる犯罪類型に応じて検討する必要があることから、知能指数を一つの手がかりとしつつ、行為時の状況を中心にして検討をしていくべきである。

(4) 情状弁護について

障害のある人が被疑者等の場合、裁判所は、障害に対する偏見や誤解から、再犯の危険性などを合理的根拠なく認定し、厳罰あるいは刑務所内での処遇を安易に選択することが往々にしてある（参照：大阪地裁平成24年7月30日判決 → 大阪高裁平成25年2月26日判決で破棄）。障害に対する偏見や誤解に基

づく根拠のない感情的な厳罰化傾向によって、障害のある人を社会から隔離、排除しようという方向にならないよう、本人の障害の内容、再犯防止への取組み、障害のある人が地域で生活することの意味などを丁寧に説明することが大切である。

4 〈福祉との連携〉について

この項では、「出口支援」と「入口支援」(Q18)、地域生活定着支援センター(Q19)、社会復帰支援室(Q20)、福祉職との連携(Q21)、利用可能な社会資源(Q22)について解説している。

(1) 「出口支援」と「入口支援」

「出口支援」とは、障害や高齢などの理由により福祉的な支援を必要とする方が矯正施設を出所するにあたり、出所後に福祉サービス等につなげられるよう支援することをいう。これに対し、「入口支援」とは、矯正施設に至る前の段階、すなわち、捜査段階や刑事裁判の段階から被疑者・被告人となった高齢者・障害者に対して、司法と福祉が連携して支援を行うことをいう。

(2) 地域生活定着支援センター

地域生活定着支援センターとは、高齢又は障害により自立が困難な矯正施設退所者に対し、退所後直ちに福祉サービス等につなげ、地域生活に定着をはかるため、本人が矯正施設に入所中から保護観察所と協働して準備を進める事業所のことをいう。

(3) 社会復帰支援室

東京地方検察庁の「社会復帰支援室」(8頁参照)は、罪を犯して逮捕・勾留された高齢者や障害者などの釈放後の再犯防止のため、その社会復帰を支援する

ことを目的として設置された。主な支援対象者は、起訴猶予で釈放される被疑者のうち、高齢や障害などにより社会復帰が困難と思われる人となっている。

(4) 福祉専門職との連携

弁護人としては、被疑者・被告人の方に障害があると疑われる場合、福祉専門職と連携し、助力いただくことを検討すべきである。

具体的な活動としては、①接見への同行を依頼し、接見において障害特性を把握してもらう、②必要な支援についてアドバイスをもらい、場合によっては、受入先や活用できる地域資源の紹介をしてもらう、③検察官または裁判所に提出するための更生支援計画を作成してもらう、④証人として出廷してもらう、等の活動が考えられる。

以上、マニュアルの内容について簡単に紹介した。実際に、障害のある方(または障害があることが疑われる方)の刑事弁護をするにあたっては、今までの刑事弁護の観点だけでは足りない部分も存在する。マニュアルを参考に、十分な弁護活動をしていただければ幸いである。また、マニュアルには、参考資料・書式として、取調べについての申入書、特別面会依頼書、更生支援計画の例などが末尾に添付されているので、これについても活用していただきたい。

なお、東京弁護士会では、当協議会主催の研修会において、マニュアルを配付する扱いとなっている。また、東京弁護士会会員サイトにもマニュアルのデータが掲載されている(https://www.toben.or.jp/members/syoshiki/download/upfiles/manual_shougaisa_keijibengo201403.pdf 会員サイトのトップページ>マニュアル>業務に関するマニュアル>東京三弁護士会 障害者等刑事問題検討協議会 編)。

3. 東京地方検察庁社会復帰支援室の取組

東京地方検察庁総務部検事 渡邊 真知子

1 社会復帰支援室発足の経緯

再犯防止は、これまでも刑事政策における重要課題として取り組まれてきたが、平成24年7月、犯罪対策閣僚会議において「再犯防止に向けた総合対策」が決定され、再犯防止が政府全体の喫緊の課題であることが確認された。同対策は、直接的には刑務所から出所した者を対象としており、これらの者に居場所（住居）と出番（仕事）を与えるなどの適切な支援を関係機関が連携して行う、いわゆる出口支援により、再犯を防止することを目標として掲げている。

こうした政府全体の取組を踏まえ、当庁においては、出所者のみならず、不起訴が見込まれる被疑者や執行猶予付き有罪判決が見込まれる被告人についても同様の取組を行うこと、つまり入口支援の在り方につき検討を始めた。従来、当庁では、被疑者・被告人の釈放に際しては、更生緊急保護制度を活用するほかは、身柄引受人を探して監督を誓約させるなどの個別的な手当を行うことはあったが、特に知的障害者や高齢者等は、就労が困難な場合が多いため、更生緊急保護による就労支援が必ずしも適さない一方、制度の不知等の様々な理由から、自力で福祉等にたどり着くこともできない場合が多く、これらの者が司法と福祉の狭間に落ち込んだままとってしまうおそれもあった。

そこで、当庁では、釈放される被疑者・被告人が福祉等の適切な支援を受けられるように関係機関へつなぐ方策を検討するため、平成25年1月、社会復帰支援検討委員会を設置するとともに、同委員会において検討した各種施策を実行する社会復帰支援準備室の活動を開始した。同準備室には、障害者福祉等の実務経験の豊富な社会福祉士1名を非常勤職員（社会福祉アドバイザー）として採用・配置し、捜査・公判担当検察官等が専門的助言等を受けることができる

体制とした。

そして、同準備室における試行期間を経て、同年4月1日、社会復帰支援室を発足させ、翌26年4月1日には、社会福祉アドバイザーを増員して3名配置することにより、少なくとも1名の社会福祉アドバイザーが毎日執務する体制を整えた。また、従前は電話等で相談を行っていた当庁立川支部にも、新たに社会復帰支援室分室を設け、相談体制をより強化・充実させた。

2 社会復帰支援室における具体的な活動内容

捜査・公判担当検察官等は、不起訴処分が見込まれる被疑者や、公判において執行猶予付き有罪判決が見込まれる被告人につき、障害・高齢等の理由により、社会復帰に何らかの困難が予想されると判断した場合は、どのような支援制度があるか、当該被疑者・被告人にはどのような支援策が効果的かなどにつき助言を受けるため、社会復帰支援室に連絡する。

それを受けて、社会福祉アドバイザーは、当該被疑者・被告人につき、その健康状態のほか、帰住先や頼れる親族の有無、就労の可否や意欲の有無、従前の支援の有無やその継続の可否・当否等の様々な事情を総合的に勘案した上、捜査・公判担当検察官等に対し、最も適切と思われる支援策について助言する。

また、社会福祉アドバイザーは、支援を円滑に開始できるようにするため、必要に応じ、福祉事務所等との事前の連絡調整を行ったり、被疑者本人と面談して、予定されている支援内容を説明したり、今後の生活上の指針や注意点を助言したりすることによって、立ち直りに向けた一層の自覚を促すこともある（被疑者本人の同意がある場合に限る）。さらに、社会復帰支援

室職員が、被疑者・被告人の釈放後、福祉事務所等まで同行する支援も行っている。

なお、弁護人が選任されている被疑者や、執行猶予付き有罪判決が見込まれる被告人については、捜査・公判担当検察官等を通じて弁護人に連絡し、上記同行支援を依頼しているところ、ほとんどの案件で弁護人に対応いただいている（弁護人による同行支援については、生活保護申請手続等の援助として、法テラスから報酬及び費用相当額が支給される。）。

3 活動実績

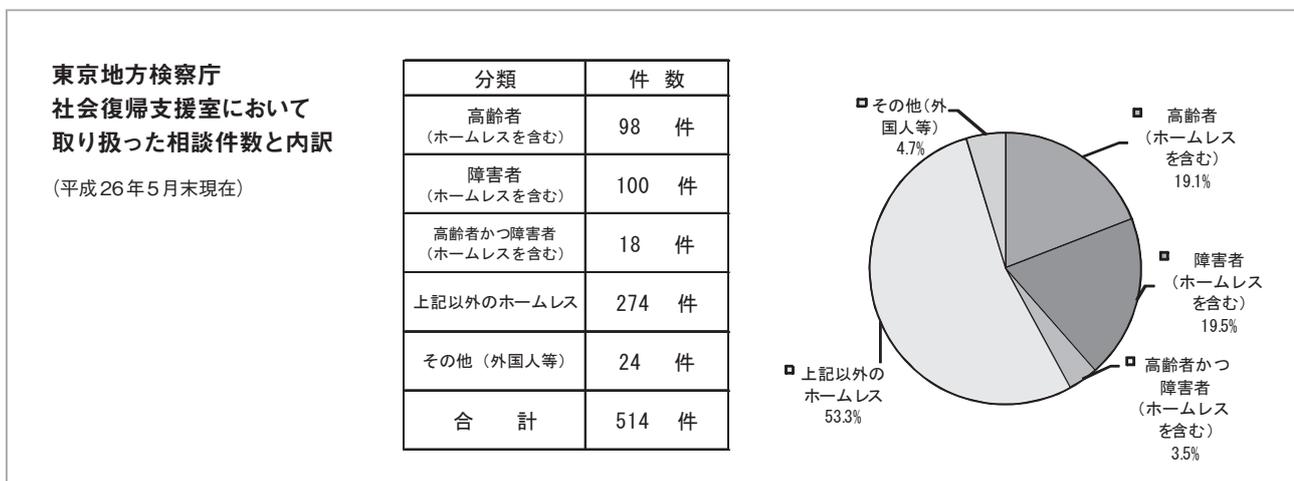
社会復帰支援室において取り扱った相談件数は、社会復帰支援準備室として活動した期間から通算し、平成26年5月末現在で514件（うち立川分室の相談は11件）であり、内訳は下記図表のとおりである。

4 今後の課題と展望

福祉的支援等を利用した再犯防止策の課題の一つは、刑務所等における施設内処遇と異なって強制力が

ないため、被疑者・被告人の同意がなければ支援を開始できないことである。また、手厚い支援の反面、生活に一定の制約が生じる場合もあることなどから、当初は支援を受けることを希望していた被疑者が翻意して支援を拒否する事例も見受けられる。さらに、支援を開始できても、生活を立て直すという強い意欲を本人自身が持ち続けなければ、改善更生や再犯防止には功を奏さない。しかも、具体的な支援策の決定・実施は福祉事務所等に委ねられ、検察庁において、釈放後の被疑者・被告人の生活状況を定期的に確認して立ち直りを促し続けることは、権限上できない。

改善更生、再犯防止には、被疑者・被告人のそれに向けた意欲を保持・継続させることが必要不可欠である。刑事司法においては、福祉的支援を必要とする被疑者・被告人に対し、改善更生、再犯防止に向けた意欲を高めるため、福祉的支援等を受けて生活を立て直すことの必要性、重要性を十分に理解させることが重要であろう。そのために、弁護人として被疑者・被告人に関わる弁護士の方にも理解と協力をいただき、共に連携を図りながら、犯罪者の社会復帰支援のための取組を一層充実させてまいりたい。



4. 座談会「知的障害者・高齢者等の刑事弁護と社会復帰支援」

日時 2014(平成26)年5月2日
場所 東京弁護士会来賓室

司会者 屋宮 昇太(会員 55期)
発言者 関哉 直人(第二東京弁護士会会員 54期)
浦崎 寛泰(会員 58期)
宮田 桂子(第一東京弁護士会会員 40期)
松友 了(社会福祉士)

*敬称略

I 制度の沿革

屋宮：今年の4月から東京の三弁護士会で専門弁護士制度が立ち上がりました(2頁参照)。その背景として障害者の刑事問題が世の中で大きく叫ばれるようになって、大阪でも専門弁護士制度が始まり、南高愛隣会(32頁参照)をはじめ福祉と司法の連携というものがここ数年クローズアップされるようになったことがあります。この経過についてご紹介いただけますか。

松友：きっかけとなったのは、山本讓司さんの『獄窓記』です。秘書給与問題で刑務所に入ったときに見聞したことを手記として出されたものでした。そこで障害のある方とか高齢者が刑務所の中にとてまたくさんいるということが明らかにされて、特に福祉関係者に衝撃を与えたというのがスタートだったと思います。

それを受けて、長崎の(福)南高愛隣会の田島良昭さん(当時、宮城県の社会福祉協議会の副会長)が勉強会をやって、それから厚生労働科学研究でいろいろな実態を明らかにしていくことになりました(<http://www.airinkai.or.jp/hasshin/kenkyu/index.html>)。その後、「地域生活定着支援センター」が政策提起されたことが大きな動きとなりました。

次に社会復帰については、司法分野では再犯防止という形でクローズアップされてきているわけですが、それを実現するためには、要支援の人たちに対する対応が不可欠となります。それをやるのは福祉です。福祉との連携が不可欠になりました。

最後に、刑務所を出た後の社会復帰を支援する

「出口支援」をしていると、もともと福祉的な課題を持っていた人について、被疑者・被告人の段階からの福祉のかかわりが必要だろうということになり、「入口支援」というのが出てきました。

だいたいそういう4つぐらいの動きがベースになったと理解しております。

屋宮：この刑事問題で問題になっている障害者というのは、どういう障害を持った方のことをイメージしていると考えたらよろしいでしょうか。

関哉：全国の弁護士会で一番初めに取り組んだ大阪弁護士会では、知的障害と発達障害での特別な弁護活動が必要ではないかという問題提起がされて、そこから制度が始まったと認識しています。

その背景としては、コミュニケーションがなかなか困難で本当は言いたいことがあるけど伝わりにくいとか、なかなか周りから理解されにくい部分があると、そういったコミュニケーション上の配慮が必要な方であるという点があります。もう1つ、この障害者刑事弁護で想定されている対象者は、刑を受けて社会に出たときに、自分1人の力だけでは生活の立て直しが難しく、福祉的な支援があって初めて再犯防止になるということがあります。そういった方には従来の刑事弁護の枠を越えて活動していかなければいけないだろうと。そういった方について、社会の障害を取り除いていこうということも含めてイメージしていると思います。

屋宮：これまで日本では特に意識されてこなかったのですけれども、外国でこういう問題に関して意識があって取り組まれているケースというのはあるのでしょうか。



『獄窓記』
山本譲司 著・新潮文庫

松友：日本の中で意識されなかったというわけではないと思います。特に「知的障害者と犯罪」という問題は、犯罪精神医学の方々が別の形でアプローチするとともに、再審で無罪になった死刑冤罪事件として有名な島田事件は1954（昭和29）年に起こりましたが、これはまさに知的障害の青年のケースなんですね。

ですから、あの頃から関係者の中においては問題意識はあったと思うんです。ただ、具体的な動きがなかったということだと思います。

そういう中で、山口県立大学准教授の水藤昌彦さんがオーストラリアのビクトリア州でソーシャルワーカーとして現場で7年間働かれて出されたりレポート（「オーストラリアビクトリア州における知的障害のある犯罪加害者に対する社会内処遇」全国社会福祉協議会、月刊福祉92（6）（7）（8））は、非常に衝撃的で、かつ具体的でした。我々もそれを参考にしながらアピールできました。

あとは毎日新聞の野沢和弘さんが、副島洋明弁護士と米国のイリノイ州の方へ見学に行かれて、警察段階からのアプローチを詳しく取材され、それを日本で紹介されて関係者の間で動きが始まりました。私が知る限りでは、この2つの情報が大きな参考になりました。

あとは中央大学の藤本哲也名誉教授が、厚労科学研究等の中でいくつかの国の情報を報告されておられますので、厚生労働省レベルのかかわりが提起されたということが言えると思います。

屋宮：今、オーストラリアのビクトリア州の例が挙げられました。浦崎さんはこの前行かれたのですよね。

浦崎：ビクトリア州では、判決前調査といって、量刑判決の前に福祉的な調査をする仕組みが、日本のように任意にあるのではなくて、制度として整備され

ています。最近は、「アークリスト」といって、被告人に障害があるケースでは、公判を停止して福祉ニーズ等を調査し、日本の少年事件でいう試験観察のように試行して、結果が良好であれば起訴を取り消すといった、そういう試みも始められています。

アークリストを担当する裁判官にお話を聞いてみたのですが、そういう制度ができたことで、裁判官も、障害のある方のサービスについて、かなり勉強したり、あるいは実際のケースを通じて理解が深まったりしているということでした。制度はだいぶ違いますけれども、1つの学ぶべきところかなと思いました。

屋宮：アメリカでは、ソーシャルワークと弁護活動の連携についての意識が高まっているようです。特にこの障害者の刑事問題に関して障害ゆえに同じ犯罪を繰り返す可能性があるという場合に、日本では刑が重くなるんだという話をすると、アメリカの弁護士としては驚きで、そういう障害があるから社会で支援をして、刑罰としては最小限にとどめようとしているとの反応が返ってくることもあるそうです。日本にとどまらず、司法と福祉の連携の動きは、徐々に広がってきているのかなという感想を持っているところです。

それで、日本の動きに戻りますけれども、先ほどから出ております南高愛隣会の取組みに関しては、浦崎さんが南高愛隣会に派遣されてかかわっていらっしゃるだったので、ご紹介いただけますか。

浦崎：私は、南高愛隣会には平成25年1月から3月まで、法テラスのスタッフ弁護士として派遣研修という形で3カ月ほど滞在させていただいて、中から見させていただきました。愛隣会は、長崎の雲仙市が本部で、長崎県を中心に多数のグループホームを持っている、主として知的障害の方を支援している社会福祉法人です。先ほど松友先生からもお話が



あったように、『獄窓記』から始まり、その後、厚労省の研究事業があり、地域生活定着支援センターへという流れの中で、当時の田島理事長のリーダーシップで、愛隣会が中心になって、まずは出口支援ということで取り組んで、その後、入口支援ということで進んでいきました。

その中で、私がいた当時は、入口支援ということで、被疑者、被告人となった障害のある方にどのような支援ができるのかという、まさにそのモデル事業をしている最中でした。それは現在も続いているのですが、いろいろな試行錯誤がされています。私がいたときは障害者審査委員会という合議制の専門家のチームをつくって、弁護人から依頼があったケースについて地域生活定着支援センターのスタッフの方が事務局になって、合議制でチームを組んで、福祉の専門的知見を裁判にどう取り入れるかという非常に先駆的な試みがされていました。

私も、その中で、弁護人の経験を踏まえて、個々の審査会を傍聴させていただいたり、センターの方とケース検討をさせていただいたりしました。先駆的な試みということで、弁護人の考え方と、支援をしようという福祉側の視点が微妙にぶつかり合ったり、あるいはずれていたということがあります。それは、ある意味異なる文化がぶつかり合う場面なので、やむを得ないことだと思います。そういった場面を見させていただいて、これを全国的にどう普及させていくか、あるいは制度化していくかが重要だと思います。

屋宮：今、出口支援、入口支援という話がありましたが、その言葉の意味を簡単に説明していただいてもいいですか。

浦崎：もともと山本讓司さんの『獄窓記』が出たところからの問題意識は、どうも刑務所の中に障害のある

方がかなりおられ、そういう方たちがなぜまた刑務所に戻ってきってしまうかという、刑務所を出るときに、きちんと福祉的なサービスにつながっていないということでした。身寄りもなく、釈放されても行き場もない人たちをどう支えるか。刑務所を出たところできちんと福祉につながろうというのが当初のモデル的な試みとしてなされていたので、それが「出口支援」といわれるようになりました。

屋宮：その出口支援を実現した1つの形が地域生活定着支援センターという理解でよろしいですか。

浦崎：そうですね。

屋宮：このような動きとは別に、司法と福祉の連携という流れは非常に強くなっていて、東京地検（8頁参照）をはじめ、各地で社会復帰支援室またはそれに類するような組織が検察庁側にできているようですけれども、これはどういう組織なのでしょうか。

松友：検察庁の中に社会復帰支援室ができた背景は、刑事政策の歴史的な到達点だろうと私は見ています。言い換えると、ある人が思い付きでつくったのではなく、ある種の必然だったと言えます。そのため今後、全国に広がる可能性があると思います。

平成24年の閣僚会議で、10年以内に再犯率を20%抑制するという数値目標が出されて、これが矯正局等も含めて、法務省の中でかなり衝撃的な問題提起になったようです。これを契機に、地検で対応しようということで、社会復帰支援検討委員会が設立されて、社会復帰支援室ができたんですね。言うなれば、組織全体の積み上げがありました。

検察庁の社会復帰支援室は、そのような背景を踏まえて、起訴猶予ないしは起訴されても執行猶予が付くであろうと想定されるような方で、ここで釈放した後、社会的あるいは個人的支援を行わないとまた同じような罪を犯すのではないだろうか心配



『知的障害者刑事弁護マニュアル』
大阪弁護士会 編・Sプランニング

される方を、その支援につないでいくことを目的として設置されました。

だから、具体的にやっていることは、検事、副検事から相談されたケースに対して、アセスメントをして、具体的な支援方法を助言し、中にはつなぐ先との間でやりとりや調整をしていくという業務になります。

屋宮：つなぐ先というのは、例えばどういうところですか。

松友：相談対象者の半分ぐらいの方は、障害とか高齢という問題がなく、いわゆるホームレスの方なんです。障害のある方や高齢の方でも、多くの方は住居がないので、広い意味でのホームレスなんです。

ホームレスの方は、ホームレス支援として生活支援や就労支援という形になります。窓口はどこの福祉事務所でも受けます。ところが、障害とか高齢の場合の福祉は、援護の主体者というのが市区町村になるのです。ということは、市区町村に住民票がないと、そのサービスを利用できないんです。それで、ホームレスの方はまずは住所を確定するというのをやらないといけません。更生緊急保護を活用しますが、それに加えて福祉事務所に行って、ホームレス自立支援事業や生活保護の関連施設等に入って、そこを住所とすることになります。その後、障害福祉や高齢者サービスにつなぐという2段階のまどろっこしい形にならざるを得ません。本来は、障害福祉とか高齢者福祉につなぎたいのですが、我々の段階では福祉事務所とやりとりして、そこにつなぐことが非常に多いですね。

その後については、本人の承諾を得て福祉事務所等に情報提供したり、向こうのスタッフに次の支援に広げてくださるよう要請するという形になっています。

屋宮：検察事務官は、具体的にどういう活動をするの

でしょうか。

松友：大きな役割は、同行支援です。つなぐ先に同行していただく、という仕組みです。

国選弁護人がいらっしゃる場合には弁護人にもお願いしていますが、とにかく原則的に同行することにしました。もちろん、本人が主体的に福祉サービス利用の意志を持たなくてはいけません、やはり側にスタッフが付いていくということは非常に心強いし、時にはその機関とのやりとりの中で適切な助言をすることもありますので、利用の決定に効果的だと思っています。

屋宮：松友さんとしては、検察官のこの取組みに対する姿勢をどのように感じていますか。

松友：検事さんたちと会ってみて、裁判官や弁護士との間で、いい意味で司法の専門家同士の連携があるというのは驚きでした。また、特に私たちのところに来るのは微罪で背景がある方ばかりですので、罪を罰するというだけではなくて、障害等の背景に対する理解というか、「何とかしなければいかんぞ」という意識が予想以上に強いことに感動しました。

屋宮：これまで弁護士会以外の活動の広がりをお聞きしたわけですが、弁護士会の取組みの経過をお話いただけますか。

宮田：2006(平成18)年に大阪弁護士会が『知的障害者刑事弁護マニュアル』を出版しました。今も本当に役立つ本ですが、障害者が虚偽供述をすることで冤罪が生じる危険を説明すると同時に、情状弁護としての福祉との連携という視点も打ち出しています。時を同じくして弁護士会の方でも同様の問題意識を持っていたといえるかと思います。

ただ、私たち弁護士は、障害者の刑事事件の問題は、不当な捜査を防ぐにはどうしたらいいのか、あるいは適正な裁判がどうすればできるかという視

点から動いてきていました。弁護士会の動きで、福祉との連携という視点が強く出てきたのは厚労省研究の後のこの数年であることは間違いありません。

日弁連は、昨年、高齢者・障害者委員会と刑事弁護センターが協働して、障害者の刑事問題に関する協議会を立ち上げています。それに先立って、東京三会では、一昨年、東弁がいち早く地域生活定着支援センターとの協議の委員会を作られ、昨年度からは東京三会のそれぞれに障害者の刑事問題の協議会ができ、三会でも協議会が立ち上がりました。

大阪弁護士会では、障害者・高齢者委員会が中心になって、障害者弁護の専門の名簿を作り、研修をし、名簿登録者のために情報提供するメーリングリストを作る等の活動をし、実績も上げておられます。また、同会は、大阪の社会福祉士会と協議をして、福祉の視点を取り入れた更生支援計画書を作成いただく活動を始めています。横浜弁護士会は、昨年10月から知的障害者についての専門名簿を作り、活動を始めていますが、まだ配点件数は比較的少ないと聞いております。

厚労省研究の「調査支援委員会」を試行している島根や和歌山ではそこと協力して何ができるのか、あるいはどんな問題があるかを検討しておられますし、仙台弁護士会は、弁護士と社会福祉士が「チーム仙台」をつくって、個々の障害者の弁護人をサポートをする組織もつくったと聞いています。

松友：今おっしゃった島根などは、浦崎さんがおっしゃっていた例の新長崎モデルの事業の発展の一環でやっているところです。

屋宮：そうですね。

松友：南高愛隣会の新長崎モデルの動きが先駆的にいろいろな影響を与えたというのは、そこでも見えますよね。

宮田：東京地検で社会復帰支援室ができましたが、仙台地検では刑事政策推進室として、社会福祉士が被害者の支援も一手にやる形になっていますね。

松友：そうなんです。被害者支援と加害者支援を同じところでやるという、これは非常に面白い、素晴らしいやり方だと思います。

関哉：名簿に基づく派遣制度は、今年度から千葉県弁護士会でも始まったんですよ。

宮田：あと、福祉、という視点だと、埼玉で、ホームレス支援をやっていますね。

屋宮：そうですね、NPO法人ほっとポットなどですね。

宮田：ほっとポットと組んで、貧困者、居住先あるいは就労先がない方の支援をしておられます。

松友：埼玉は、以前からホームレス支援等は行政レベルも非常に熱心です。ですから、弁護士会も社会福祉士も熱心ですね。

屋宮：本当にここ数年で一気に司法と福祉が連携していかなければならないのではないかという問題意識が弁護士会でも広がってきているということですね。今回、東京三弁護士会でも専門弁護士派遣制度の実施を始めたわけですが、これはどういう制度になりますでしょうか。

宮田：弁護士会側は、「SH名簿」という形で、障害者の専門名簿を準備しました。これは東京三弁護士会で企画した研修会を受けていただいた弁護士を登載した名簿です。障害者刑事弁護マニュアル（4頁参照）を作成・配布し、研修を行う。毎年この研修内容を更新していきます。

そして、裁判所は、勾留質問のときに、裁判所が証拠上ははっきりと障害者だと分かる以下の3つのケース、障害者手帳あるいは支援の受給証を持っている方、身上調書中に特別支援学校や特別支援学級に通った旨の記載のある方、そして精神科の診断



屋宮 昇太 会員

書を持っておられる方については、SHという記号を付して法テラスに事件を回します。

法テラスでは、SHの案件を通常の名簿に従って機械的に配分するのではなく、弁護士会に、東弁、一弁、二弁を2対1対1の割合で、一種の特別案件として配点を依頼します。

こういうしくみの制度が始まったわけです。

今年4月から始めて5月2日現在で4件ありましたが、各弁護士会で把握したところでは、精神障害の案件が多く、我々がとくに問題意識を持っていた知的・発達障害の案件は未だありません（※なお、6月の段階で、知的障害者の案件が配点されている）。今後の課題として、マニュアルの精神障害に関する部分を厚くしていく必要があると思いますし、社会福祉士だけではなくて、精神障害の場合には医療との連携、精神保健の専門家である精神保健福祉士との連携なども必要になってくるでしょう。

もう1つの課題は、現在、裁判所からは、SH名簿の対象者という情報しかいただけないのです。裁判所は、障害は重大な個人情報であり、配点連絡票に書いて送ることに抵抗感をお持ちなのだと思います。しかし、最初から障害の種類がわかれば、例えば、この被疑者は精神障害があるので医療観察法名簿にも載っている精神障害に強い弁護士に配点する、といった個別の対応ができるので、もう少し情報をいただきたいところです。

屋宮：専門弁護士派遣制度は始まったわけですがけれども、実際に診断書とか障害者手帳を持っている方は基本的には精神障害の方が非常に多いので、結局、知的障害、発達障害の方々をどういうふうに適切な弁護を受けられるように体制を組むかということについては、さらに突っ込んだ取組みをこれからしていかなければいけないんだろうなと思っています。

Ⅱ 捜査段階で考慮すべきこと

屋宮：そういう意味で、捜査段階において最初に弁護活動を始めた段階で、障害に気付くためには、どういう点に注意をすればよろしいでしょうか。

松友：障害者手帳や記録など明らかなエビデンスがある場合には問題ないのですが、それ以外の場合にこの人には障害があるのではないかとある種の当たりを付ける要素は、大きく2つほどあると思います。その前提として、ここでいう障害は、WHOなどがいっているところのフィジカル&メンタルといったときの広い意味でのメンタルな方の障害、日本でいえば精神障害、知的障害、発達障害を考えています。

1つは、コミュニケーションです。やりとりする中で、コミュニケーション的に違和感が出てくると思うんです。会話が成立しない場合もあれば、あることに非常に固執してしまうとか、通常の会話が成り立たないということが、一番大きいかなという感じがします。これは、取調べとか弁護で会話をしているときにまず感じるのだと思います。だから専門的なことということよりも、ある種の日常的な我々の常識から見てわかるかなと思います。

2つ目は、ヒストリーです。その人のヒストリーを見たときに、これは何でだろうということがあります。例えば、仕事を転々としているとか、「履歴に空白がある」という言い方をよくするのですが、職に就いていない時期があるとか、学歴に中退が絡むとかです。そういう経歴の中で「おや？」と思えるような部分があって、先ほどのコミュニケーションと重ねていくと、これはメンタルな問題が疑われると思います。

確実にするには、医学あるいは心理テスト等が必要になってくるのですが、ある程度の当たりを付け

ると、だいたいそれは外れてないかなと思いますので、この2つのポイントがその方を見るときに注意することかなと思います。

屋宮：例えば、当番弁護で接見に行ったときに、障害者認定は受けていないけど、その場で接見しているうちに障害がありそうだと分かって障害認定につながったみたいな経験がある方はいますか。

宮田：賽銭泥棒や万引を繰り返している事案で、話していて、ものすごく子供っぽい、語彙が全然ない等の問題があり、これは知的に問題があるけど責任能力を争って長引かせてもどうかと思って争わなかったことが昔ありましたが、今なら争うだろうと思います。障害認定にはいかなかったのですが、軽微な窃盗を繰り返している被告人について、刑務所に照会を掛けたら、中度の知的障害域の知能との回答を頂いたことはあります。

そもそも、面会が短くて障害が見過ごされることも多いのではないかと。「常習累犯窃盗なんだね。絶対、刑務所に行くんだよ。示談する金もないでしょう。家族とか連絡取れる？ 取れない。そう」。機械的に接見して、被疑者・被告人のキャラクターとか経歴に接するまで掘り下げられなかったら、たぶん障害に気付かないです。

屋宮：浦崎さんは、いかがですか。

浦崎：公判段階で精神鑑定をやって初めてIQが50台とかなり低いことがわかったケースがありました。でも振り返って見たときに、捜査段階でそういう意識をしていたかという、ちゃんと気付いていなかったですね。確かに何か子供っぽいところはあるかもしれないけれども、聞けば答えてくれるし、それっぽい動機も語ってくれるので、知的障害は意識していませんでした。

そういう意味で見ると、今まで自分たちが会って



浦崎 寛泰 会員

きた人も意外に見落としているんだろうと思いました。実際そのケースも前科が17件ぐらいあったのに、それまでにまったく福祉につながっていなかったので、少なくとも17回以上は見逃されていたことが分かりました。

宮田：少年事件では、鑑別結果や調査官調査を見て「この子の知能はこんなに低いんだ」「発達障害だったんだ」みたいな経験をすることは結構あります。その経験が応用できる面はあります。

あと虚偽供述の案件で、客観的な事実と全然違う、迎合的な自白をした案件で、簡易鑑定を開示させたら知的に境界域だった経験もあります。下級審では、知能の問題はないから責任能力はあるね、という形で終わっていたのですが、境界域でも虚偽供述をしてしまうのですね。

松友：軽度の知的障害と発達障害や軽度の精神障害は、区別を付けるのが難しいということがあります。しかし、逆に言えば、何も区別することはないし、その人の社会的な生きづらさにきちんと対応すべきことが重要です。

ここにはまだ出てきていませんが、高次脳機能障害という障害があります。大人になってから起こってくる障害ですが、これも認知機能の障害なんです。話したり生活する上ではほとんど問題ないのですが、例えばある種の抽象概念とか社会的ルールとか契約になると分からなくなっていく。正式な判断には、神経心理学的テストが必要となります。

だから、「おや？」と思うぐらいが我々のせいぜいのところで、本当にきちんと判断するには、専門家にみてもらう必要があります。実は少年鑑別所がそういう機能を持っているところもあるようです。裁判においても、あるいは将来のその人の社会復帰においても極めて意味のあることだと思うので、専門

家にそういう分野もかませていくのは必要なと思います。

屋宮：今、発達障害という名前が出てきましたけれども、発達障害はどのような障害かご紹介いただけますか。

松友：これは日本では独特な表現と定義になっています。発達障害支援法という法律ができたときに、そこで示され、規定されたのです。

もともと広汎性発達障害という障害名があったのです。あるいは軽度発達障害という名称を使う人もいました。発達期に起こる認知機能障害のことなんです。国際的にかつ医学的に「発達障害」というと、知的障害、脳性まひ等の運動障害、てんかん、それから日本でいういわゆる発達障害の4つが入ります。しかし、日本における発達障害は、発達期に発症するいわゆる認知機能障害なんです。

一番有名なのは自閉症です。日本ではアスペルガー症候群がよく犯罪との関係でいわれますが、これは今度のアメリカの学会の分類では自閉症スペクトラムという概念の中に入れ込んでいて、もうアスペルガー症候群そのものがなくなってくるんですね。そういうふうに非常に専門家の間でもいろいろな議論が続くところで、分かりにくいところですが、少なくとも特徴として一番言われるのは、コミュニケーション的に空気の読めないというか、状況認識の中で不思議な発言、行動をするということです。他に、学習障害（LD）と注意欠陥／多動性障害（AD/HD）が入ります。

知的レベルとしては、知的障害を合併する人もいますが、もともとの発達障害は知的障害とは違います。ですから高度に優秀な知的能力のある方もいらっしゃいます。全体に言えるのは、状況との関係のコミュニケーション等においてどうしてもずれが起こってくる、あるいはあることにこだわってしま

うということの特徴としているような障害ですね。

屋宮：その障害と犯罪をしてしまうこととの関係はあるのでしょうか。

松友：障害というのは、インペアメント（機能／形態不全）といいますが、機能的あるいは形態的な不全を医学的背景としますが、その不全が犯罪という社会的行動にどうつながるかというのはいろいろな議論があります。

かつては、特に犯罪精神医学者などは、これを直線的にとらえる人が多かったのです。しかし、日本も批准した国連の権利条約における障害のとらえ方では、「インペアメントを持っている人間が社会の中でどういう関係性を持つか」、いわゆるソーシャルモデルでのとらえ方になっています。

その考え方から見ると、犯罪というのはまさに環境との関係性の中で起こってくる現象ですから、どのような環境の中にいるか、支援があるかないか、バリアーがあるかないかということによって、その結果としての犯罪行為が起こるかどうかということになるのです。

ですから我々は、いわゆるインペアメントとしての医学的な不全ではなくて、その人がどのような状況の中にいるかということを重視すべきだと思います。だから逆に言うと、その部分をきちんと論じて対応していかないと、それがうまくいかなかった人においては、結果として犯罪につながりやすくなります。

屋宮：そういう障害の状態をしっかりと把握して、社会の環境との関係性に問題があるということであれば、その関係性を改善していく弁護活動、福祉的支援を行っていかねばならないということですね。

松友：そうですね。

屋宮：そういう障害というものが、私たちは法律の勉強をしてきて、なかなかすぐには分からないと思う

のですが、関哉さんはどうやって障害の概念を勉強してきましたか。

関哉：最初は、分からない障害の事件が来たときは、やっぱり読み物を読みますね。例えばLD（学習障害）の事件が来たときに、どう犯罪と関係あるんだということ、まずLDの勉強をしましたよね。何冊も読んで何も答えに結び付くものが出てこないんですけども、でも何か本人理解につながるという部分はあると思うので。

あとはやっぱり、ある程度の経験を積むというのは、この気付きという点では絶対的に必要になってくるのかなという気はします。

屋宮：浦崎さんはどうですか。

浦崎：関哉さんのおっしゃるとおりなんじゃないですかね。いくら本で何か抽象的に障害の勉強を、例えば社会福祉の勉強をしたとしても、結局、依頼者ごとに勉強をするしかないですよ。例えば、統合失調症の人だといわれれば統合失調症の破瓜型とか何とかというのを「あ、この依頼者はこういう人なんだ」と勉強したり、知的障害といわれて「ああ、そうなんだ」と思って勉強したり、あと臨床心理士さんの鑑定でこの人は自閉症スペクトラムがどうのこうのといわれて「ああ、そういうものか」と勉強したりしますね。それと目の前の依頼者の人間像と照らし合わせてわかるようになるということしかないのかなと思いますよね。

屋宮：なるほど。分かりました。それで、これは障害がありそうだなと気付いたときに、接見で注意すべき点はこういったことがありますか。

宮田：まず時間をかけて話を聞くことが大事だと思います。接見して違和感がある、この人は障害があるかもしれないと思ったら、接見時間を長めに取ることを心がけるといいと思います。態度としては「受

容的」という言い方がされますけど、少なくともゆっくりしゃべる、簡単な言葉を使う、短い文章で聞いていくとよいと思います。表現も、小さな子供に対してこれをどうやって説明したらいいだろうかと考えてみる。また、仮定的な聞き方をすると答えが出てこなかったり、誘導的な聞き方をするととんでもない方向に誤導していってしまうこともあり得るので、質問はできるだけオープンな質問を使う必要があります。

オープンな質問でも、例えば、弁護人が「何でそんなことしたの?」と言ったら、被疑者が怒られていると思ってそこで話が止まってしまうことや、なぜという問いに対応する答えである抽象的なことが説明できずに止まってしまうことも起こり得ます。難しいですが、その人に応じた言葉で聞いていくことが必要なんだろうと思います。

障害がある人は、論理的に組み立てて話すのが苦手なことも多いから、例えば「その時どんなふうだったか絵を描いてみてくれる?」とあって、図の中に立ち位置を描かせてみる、どんな状況だったか絵で説明してもらい、あるいは動作をさせてそれをこちらで言葉に落としていく、といった言葉以外の方法を使うことは大事なのかなと思います。

あと、健常者の事件なら、被疑者に、被疑者ノートをつけてもらい、弁護人は接見の際、詳細にメモを取り、そのメモには確定日付を取っておけばいいのですが、知的障害とか発達障害の人とのやりとりは、これでは足りないことがあるのかなと思います。例えば、質問への答えがこんなに抽象度が低いとか、ちょっと誘導したらとんでもない方向のことまで認めてしまうとか、弁護人がやりとりの中でしまったと思うようなことは、メモに取りきれない。録音とか録画で保全できるのなら、そうすべき場合も多い



第二東京弁護士会
関哉 直人 氏

と思うんですよね。

屋宮：障害があると気付いた場合に、捜査機関に対して、どういう申入れを行った方がいいんでしょうか。

関哉：1つは、やはり本人の特性に応じたコミュニケーションを取れるように配慮してほしい、コミュニケーション上の配慮をしてほしいという申入れだと思うんです。それは、さっき宮田さんがおっしゃったように、本人の話をじっくり聞くということと目的は同じだと思います。マニュアルに詳しく書いてありますが、例えば知的障害一般の申入れ事項の中に、聞いたことに対して「はい」と答えるとか、矛盾する問いに対しても「はい」と答える、しかも本人は矛盾しているという認識がないという特徴があります。その1つだけでも捜査機関に申し入れたことで、捜査機関はどういうふうに聞かなければいけないかなど考えると思うんです。考えた結果、おそらく本人の話をできるだけ聞こうという姿勢が生まれると思うので、そういったことを1つの目的として申入れは行うべきだと思います。

マニュアルには書いてありますが、ご本人の様子から障害一般に通じた特徴を伝えて、そこへの配慮を促すということと、もう1つは、その本人の特性に応じた配慮事項をできるだけ関係者から聞いて、あるいは自分なりにつかんで、それを申し入れていくという二面的な申入れが必要だと思います。

もう1点は、申入れの目的は、制度の適用を促すことだと思うんです。知的障害でコミュニケーション上の問題がある方とか精神障害のある方というのは、取調べの全過程の録画・録音がされるという扱いになっています。それを制度として検事や捜査機関が知っていたとしても、本件にそれが適用されなければいけないことを伝えて、後々、どんな質問がされて、それに対してどう答えたかというのを検証

できるように可視化の申入れをする必要があります。

併せて心理福祉関係者の立合いという制度がありますが、これもこの被疑者にとっては必要な制度なんだということで、適用を促していく。実際に立ち合っている専門家の方に聞いたら、検事にレクチャーすると、検事はその趣旨をちゃんと理解してくれて、今まで聞いていた聞き方を変更して、本人の話聞くように質問を変えて聞いているということです。そういった有効な手段を使えるように促していくのが申入れかと思います。

屋宮：弁護人が検察官に対して起訴、不起訴についての意見を申し入れる際に、特に障害があるということで注意する点がありますか。

浦崎：例えば示談して起訴猶予を求めるとするのは、たぶん障害があろうがなかろうが関係ないと思うんですけど、障害の場合だと、先ほど松友先生がおっしゃったような、単に生物学的な問題にとどまらず、社会関係性の問題がその事件の背景にあるというのが浮かび上がってきたときに、それをどうケアするのかという視点で検事を説得する必要があります。

特に障害のある方で犯罪を繰り返しているようなパターンですね。起訴されれば実刑になってしまうが、何とか起訴猶予にしてもらいたい。でも繰り返しているから、検察庁としては、従来の判断でいけば起訴は確実。そういう事件では、今までとは違うんだということを環境的なケアを含めて提案しないと、不起訴にしてくれという説得力は欠けてしまうのかなと思います。それを最大20日間でやるというのはとても難しいのですけれども、単純に本人の反省とか家族の監督というだけでは、特に障害の場合、環境との関係でいえば難しいのかなと思います。

例えば、自閉症と統合失調症の方で、それまで全く福祉のサービスにつながっていないので、そこ

をどうにかしてサービスにつなげようとしたケースがありました。ただ親も本人もそういうものにどちらかというと拒否的な中で、当該区にはどういうサービスがあってということをお母さんや本人ともディスカッションしました。そのときにも知り合いの精神保健福祉士の方の知恵もいただいて、いろいろ使えるようなサービスのリストをもらったりしてやりました。そういう調整を、最大20日間という限られた時間の中でも何とか工夫してやらざるを得ないのかなと思います。大変ですけど、そうしないとやっぱり障害のある方の捜査弁護は、うまくいかないと思えますね。

屋宮：福祉の側から見て、例えば捜査段階の10日とか20日でアセスメントして何か対応することは可能なのでしょうか。

松友：地検での現実では、10日どころの話ではありません。数十分間にアセスメントして、何らかの方向性を出さないといけない場合があります。時間があるにこしたことはないんですが、時間がない中でも、トリアージみたいなことをやらざるを得ないときもあるわけです。ある種、野戦病院みたいなもので、その与えられた中でやるしかないという感じはします。

だから与えられた中で、いかにデータを集めていくかとか、あるいは想定を出すかということが必要となります。そういう意味では、我々ソーシャルワーカーは日ごろから仲間とか関係者のネットワークを持っていて、その力をいかに早く導入するかということになると思います。時間との関係はしょうがないと思えますね。

屋宮：10日とか20日の間でできる限りのことをやるというような取組みを今後は福祉士会の方でもやっていただけるということでもよろしいですか。



社会福祉士
松友 了 氏

松友：そうですね。それにかかわれるだけの社会福祉士の養成というか、名簿登録システム等をつかっていきたいと思います。それができれば、彼の場合にはこういう受け皿が想定されて、その受入れの承諾も得ているというエビデンスとして出せますから。それには、単純な制度論だけではなく、具体的に顔がつながることが必要です。我々としては、社会福祉士はその力がなくてはいけないと思っていますので、そういう養成とか登録を今考えているところです。

屋宮：精神障害があった場合に起訴されなかったという場合、その後の手続きはどういう流れになっていくんですか。

宮田：他者の生命身体に関わるような重大事件、例えば、放火、強姦、強制わいせつ、殺人、強盗のほか、傷害について、医療観察法の審判に掛けられる可能性はあります。

本来、命にかかわるような重い事件を起こした障害者が何の治療も受けられないのでは困るということのできた制度ですが、実際のところ、重い事件では、責任能力に問題がある事件であっても起訴されてしまいますので、その件数は多くありません。入院命令が出た例は、平成24年は全国で257件です。むしろ怖いのが、非常に軽微な傷害だけでも妄想に基づいてやっているのではないかと、医療観察法の方に流れてしまう危険もあります。何の治療も受けていなくて、家庭に恵まれていない、あるいは親が高齢で援助が期待できない場合は、軽微な傷害事件を起こして、刑事事件なら罰金か数カ月の懲役相当の人が、治療の1クールが1年8カ月の医療観察に回されてしまっていることもあります。257件のうち傷害事件が80件と3分の1近くあります。

先ほど浦崎さんのおっしゃったような、医療や福祉につなぐ作業をきっちりやっておかないと、医療

観察法の入院で1年半入れられてしまうことになりかねないところが非常に怖いところで、生命、身体にかかわる事件の場合は、我々はその辺を意識しながら弁護しないと危ないと思います。

浦崎：私の先ほどの事案も、結局、医療観察になってしまいました。わずかに全治5日の傷害で、前科前歴もない事案でした。検事に、「こういうのも医療観察にするんですか」と聞いたんですけど、「条文上そうなっていますので」と言われました。いや、裁量だろうと思っているんですけどね。

屋宮：そういう意味では、不起訴を主張するとともに、医療観察の必要性みたいなものを言っていかなければいけないということなんですかね。

浦崎：意見書と更生支援計画書に、医療観察法に流す必要がない、これだけ地域でやるからということを書いて提出したんですけど、ちょっとした事件でも入院の必要ありとなってしまう。

宮田：最初の審判できっちりやらないと、抗告審や再抗告審では引っ繰り返すのが難しい。医者が鑑定するときはこちらの側の意見を目に触れる形にするとか、カンファレンスのときにこちらの意見をきっちり言うよう工夫しないといけない感じがします。

Ⅲ 公判段階で注意すべきこと

屋宮：起訴されてしまった場合に、公判でまず重要なことは、検察官請求証拠を含めた捜査記録の検討だと思うのですけれども、これについて注意しなければいけない点は、どういった点になりますか。

関哉：まず本人の言葉がちゃんと反映されているかということだと思うんですね。特に質問等の関係で答えが決まりやすいというところに障害特性が表れや

すいという部分があるので、どんな質問に対してその答えが出てきて、その調書ができていくかということとか、あるいは言葉が本人の言葉として書かれているかということは常に見ていかなければいけないかなと思います。

接見で話している彼の言葉ではこんな言葉は出てこないぞと思ったときは、調書に何か隠されているものがあると思います。多くの障害者の冤罪事件は、調書で本人が語れるはずがないというところから疑問符が打たれて、ふたを開けてみたらという事案が多いと思うので、その点の注意が必要かなと思います。問答形式で調書が作られていても、実際にその問答をもう1回接見時に繰り返したら、同じように答えられないということもあるので、本人の言葉で書かれているかを慎重に確認する必要があります。

特に知的障害、発達障害の方は、コミュニケーションの特徴として誘導に非常に引っ掛かりやすいという点があるので、障害のない方の事件に比べて、より調書に重きを置かず、客観証拠だけで心証がとれるかということとはよく言われるところです。

もう1つは、乙号証が非常に少ないとか、調書が短い事案は結構多いのですが、実際は本人と話してみるとしゃべりたいことがいっぱいあって、事件に関しても本当はもっと言いたいことがあるんだけど、何か言うタイミングがないとか我慢しているといったところで調書に反映されていないという事件も多いかなと思います。そういう意味で、もっと本人から話を聞いたら、こんな調書ではなくて、隙間があってそこに埋められるものがたくさんあるのではないかなという見方は必要なかなと思います。

屋宮：責任能力は分かりやすいのですけれども、訴訟能力については、どういう事案で検討すべきだとお考えですか。

浦崎：私自身は訴訟能力を争った経験というのではないのですが、三会のマニュアルに詳しく解説されています。過去の裁判例では、ろう者の方が多いみたいです。重い聴覚障害をお持ちの方で、諸般の事情があって言語教育とか手話の教育を身に付けていらっしゃる方というのは、その方が教育を受けてきた範囲で、弁護人とか黙秘権とかいうものを、きちんと手話通訳を使っても伝えられないし、筆談でも無理だということがあります。私が弁護人で、向こうに座っているのが検察官で、真ん中にいるのが裁判官ということすらきちんと理解されない方に刑事裁判という形で刑罰を科すのは、手続保障がなされていないだろうというのが訴訟能力の基本的な考え方です。今回のSH名簿も、知的障害や精神障害だけではなくて、ろうの方が来る可能性だってないとは言えないわけで、そういう方に当たったときに、果たして黙秘権とか弁護人ということがきちんと理解されるのかという視点は、私たちもきちんと勉強しないとイケないと思います。

もちろん、ろうだけではなくて知的障害の中度以上の方で訴訟能力が問題になって否定されたケースもあるということなので、責任能力だけでなく、訴訟能力という視点も、障害のある方の弁護という点では、きちんと学んでいかなければいけないと思いますね。

屋宮：最近ほかにも認知症でも訴訟能力が否定されて、検事が起訴を取り消すという事例も少しずつ報告されるようになってきていますよね。

浦崎：高齢の方の認知症のケースもこれから増えてくるでしょうね。

関哉：かつて訴訟能力を争ったケースで、こちらの前提としては、訴訟能力は訴訟手続きに入る前にその手続きが理解できるかどうか判断するための能力だ

から、先行して判断されなければいけないということで主張しましたが、裁判所は審理と並行して訴訟能力の審理もやるというスタンスで進めることが多いみたいで、実際にその事件もそうでした。ただ、訴訟能力について前提として判断するべきと争うことで、裁判官も検察官も、手続きに配慮しようという意識が生まれるという効果はあるかもしれません。

宮田：知的障害の場合には障害の重さで訴訟能力の問題が出てきますけど、聴覚障害の場合には就学免除で、言葉とまったく接していない方が問題になっています。

松友：ありましたね。岡山事件でした。あれなんか典型でしたよね。

宮田：八王子でも。全然言葉が分からない方に、裁判のときに、手話通訳の方が、手話とは違う日常生活の動作をしながら、言葉を教えていった事件があるんですね。

松友：ありましたね。

宮田：ろう重複、とくにろうでかつ知的障害の方の事件だと、今後、訴訟能力の問題を争わなくてはいけない事件が起きてくるんだろうと思います。

屋宮：訴訟能力がないと認められたときの効力はあくまでも訴訟手続きの停止だという制度的な問題が実はあって、訴訟能力を争おうとすると、「訴訟手続きが停止するだけです。その後、延々と拘置所に勾留させておくつもりですか」と言われる場合もありますね。まあ、それが明らかになれば、検察官は起訴を取り消さざるを得ない場合があると思いますが。

宮田：聴覚障害の裁判例は、ろうあ者更生寮と昔にいたろう者の自立支援施設に入所することで、検事が公訴を取り下げています。知的障害者の場合でも、こういうところに入るからもう問題は起こらない、ということなら、もしかすると公訴を取り

第一東京弁護士会
宮田 桂子 氏

下げられるかもしれません。

屋宮：被告人質問にあたって配慮すべき点はどのような点でしょうか。

宮田：まずは十分な打合せですね。この人はどんなしゃべりをする人なのか分かっていないと、被告人質問ができな感じます。また、外国人の事件で十分に尋問時間を取るのと同じように、普通の人より時間がかかる可能性を考えます。例えば、的外れな言葉が返ってきたり、自分の興味のある話の方に飛び付いて思い切り話がそれていくことがあったりします。そういうやりとりをあえて止めずに、裁判所に対して、まさに障害があることを法廷で実感していただけることもあるので、長めに時間を取っておくことは必要なのかなと思います。あとは、障害者は集中力がないから、休み時間を30分ぐらいのところで入れてもらうとか。30分は長いですかね。

関哉：裁判官が気を利かせて、休み時間を入れようとしたりして、逆に切られてしまうこととかあるんですね。1回20分とか休み時間を入れるじゃないですか。

宮田：そう。裁判所は休むと長いんですね。

関哉：5分ぐらいにしてほしいです（笑）。

宮田：だからといって続けられるとへたばってしまうし。あとは、オープンクエスチョンを使っていくことは大事だと思います。主尋問でオープンな質問を聞いていくときに、言葉で説明できないときには、白地図や実況見分調書の図面に記載がないものを予め準備しておき、それに書き込ませたり、絵を描かせたりして説明させるべき場合もあるでしょうし、質問の意味が分からないときや記憶を喚起するために図面を示すことも場合に必要になってくるので、異議を出されないように検事に、予め示す書面を提示しておくといった打合せをしないとイケないかもしれません。

あとは、独特の言葉遣いをして、普通の人はこういう意味では使わないけど、この人はこういう意味で言っているみたいな言葉が出てきたときに、被告人質問の後でそれを誰かにフォローしてもらう必要がある場合もあると思います。被告人質問の中でも、被告人が特殊な身ぶりとか手ぶりや、すごい怒ったような顔をしているとき、「今のこういう動作はどういう意味かな、こういう意味かな」とか、「今、こんな顔ををしたけどどうしたの」みたいな感じで説明を加えていく、解説をしながら質問していくことは必要かと思います。この人はどういう言葉遣いや、どういう身ぶりや手ぶりや表情で表現するのは、事前の打合せのときによく見聞きし、知っておかなければいけない。

あとは反対尋問対策がすごく大変だと思います。

反対尋問は、誘導してもいいわけだから、誘導に乗ってどんどんとんでもない方向にいつてしまう危険があります。「この人の障害から考えると、抽象的で複雑な質問なので、これは答えられません」と、刑訴規則199条の13の1項で異議を言うことも必要だと思います。あと、あらかじめ、裁判所、検察官に対して申入れをしておくとういでしょう。被告人は誘導されるととんでもない回答をしてしまう危険があるので、注意してください、長い質問だと意味が分からないことがあります、おうむ返しの可能性があるような発達障害の方だと、「Aですか、Bですか、それともそのほかですか」というような、誘導して1つしか答えがないような質問ではない形で、おうむ返しを避けるような質問をしてください等の申入れとか。いろいろな工夫がいろいろです。

被告人質問は、障害があるかどうかの心証を裁判所が得るところだから、とても大事なところですよ。

屋宮：情状弁護に関しては、反省をどう扱うかということも問題があるかのように伺いますけれども、どのように考えますか。

関哉：ここが一番難しいところで、いつも悩まされている部分です。どうしてもちらちら被告人席から後ろを向いてしまうとか、終始明るく楽しい声でしゃべっているかのように聞こえるとか（笑）。敬語は全然使えないとか。いろいろな意味で反省が見えにくい人がいるので、この方の障害特性から反省が見えにくいんだとか、反省しているんだけど、こういう言葉しか語れないとか、僕らの言葉でそれを説明してしまったり、あるいは傍聴席でドクターに聞いてもらって、ドクターに、「さっきこういうことを言っていましたけど、本人は反省してないんでしょうか」と聞いて、「でもこういう言葉から反省していることがうかがわれる」と説明をしてもらったりという、そういった方向について逃げたくなることもあります。

でも、やっぱり反省というのは、反省することが望ましいのは事実ですし、これを表現として、被害者に対しても、裁判所に対しても、場合によっては社会に対しても伝えることが望ましいのは事実だと思います。何より本当は、多くの事案でご本人は反省したいんだと思うんですね。ただ、反省という言葉がなかなか伝わらなかったり、反省しているかと聞かれても、どう反省したらいいのか分からない。

「反省していますか」「じゃあ、何に反省していますか」という質問は、障害がなくても答えにくいのに、障害がある方は非常に答えにくい。抽象語である「反省」については、その架け橋としての役割を担えていないという点で僕らの責任もあると思います。反省へのアプローチというのは永遠のテーマで常に追い求めていかなければいけないと思います。

では、どうやって本人が反省を伝えたいというこ

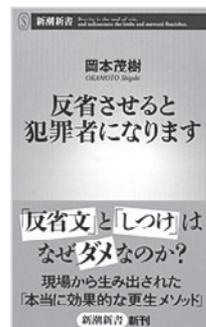
とを形にしていくのかというところで、例えば、自閉的な傾向があって、被害者の気持ちをその被害者の立場になって感じるができないときに、別のアプローチとして、被害者の方がどういう不利益を受けるかというのを一緒に考えると、被告人自身がどういう不利益をこれから受けるのかということと一緒に考える。そういった具体的な利益、不利益というところを入口にして反省を考えていくのが、1つのアプローチなのではないかという示唆を受けたこともあります。

最近の事案で、なかなか「反省している」「もう二度とやらない」という言葉しか出てこなかったところを、本人の成育歴の中でいじめられた経験が非常に長く続いていたということで、ある弁護人が、「あなたのやっていることはいじめをしていることと同じではないか」という質問をしたら、そこで初めて本人が、「今、自分がやったことは自分が一番嫌っていたものになってしまっている」という話をしたんですね。本人の言葉に近づいていって、そこを伝えるという役割をしなければいけないというのが弁護人の1つの役割かなという気がしました。

松友：日本の社会では、反省を形にする方法として土下座が一番有名ですが、最近、『反省させると犯罪者になります』というタイトルの本（岡本茂樹著・新潮新書）が出ました。

屋宮：ありましたね。

松友：反省の形を求めるが、それは結果として本当の反省につながっていない。形だけを求めていっては、ますます状況が悪くなるという、非常に示唆に富んだ本でした。さっきの被害者がいてという関係性から見ると、確かに目に見えるものを求めるのは、気持ちは分かります。そのあたりが、その状況についての認識の弱い発達障害などを持っている人にとっ



『反省させると犯罪者になります』
岡本茂樹 著・新潮新書

ては、なかなか伝わりにくいですよ。

だから、いかに彼らの持っている心情的なものや行動が違うんだということを弁護士さんから強調していただかないと、実際なかなか形として出てこないのではないですかね。

宮田：『反省させると犯罪者になります』の中で、受容される体験のない方に対して、まず受容的な態度を取ることから説き起こしているじゃないですか。

松友：そうですね。

宮田：関哉さんの今の、「君、いじめられて大変だったよね」という話も、まさにそれにつながるようなところではありますよね。

関哉：反省、難しいですよ。

屋宮：ここで言う反省というのは、要するに自分が悪いことをしたということを認めるということですか。

関哉：まあ、そうなんじゃないですか。概念的な話としては。

屋宮：言葉で悪いことをしたと認めること自体は、できそうですが。

関哉：できるかもしれませんが、その言葉で、伝えなければならぬ。

屋宮：つまり、裁判員や裁判官にとっての実感の問題として被告人の反省の気持ちが伝わるかどうかということですね。

関哉：そうですね。結局、言葉で語ることができれば形の上での反省が認められる刑事司法はおかしいというのが根本にあるのかもしれませんが、言葉の壁がある方にとって、そこが一番苦しいところだと思うんですね。「もう二度とやりません」とだけ繰り返していても、おそらく裁判官は反省しているとは見てくれないので。実際問題としては、実感としての反省を何らかの表現として共有することと、これをどう伝えるかというのはやっぱり工夫をしなけ

ればいけない。

屋宮：裁判員裁判でもそうですけれども、反省とは量刑事情としてどのような意味があるかは実は不明確な部分があって、ある意味では障害者には限られない話のような気がしますけどね。裁判員裁判で、反省していますと言さえすれば、量刑上直ちに有利に考慮されるというものでもないようですから。

松友：裁判員裁判や障害者問題以前に、企業なんかの不祥事があつたりするじゃないですか。そういうときに実にうまい謝罪をやれる人もいれば、謝罪のことでさらにそれが社会問題になることもあります。では、うまく謝罪している人が本当に反省しているかというのは別ですよ。

屋宮：謝罪のやり方で刑が決まっはいけないと思いますよね。

松友：本当はおかしいですよ。一種の危機管理の議論であって、別の話であるはずなんです。まあ、情として分からないわけではないですが。

Ⅳ 司法と福祉の連携について

屋宮：司法と福祉の連携が言われているわけですけど、今、松友先生は東京社会福祉士会で理事をされていらっしゃるということで、社会福祉士会としての取組みを教えてくださいませんか。

松友：先ほど言いましたように、弁護士のパートナーになれるだけの人材の育成とか、あるいはスキルアップであるとか、さらには名簿登録制度であるとか、そういうシステムを今つくろうとしています。

福祉にもいろいろな人がいますが、私としては、社会福祉士など国家資格のあるソーシャルワーカーという視点について申し上げたいです。資格制度を

無視して「福祉の分野で長く勤めた人」なんていう表現がよくありますが、これについて私は非常に抵抗感を感じます。資格を持たない人を弁護士と呼べないのと同じように、ソーシャルワーカーについてはきちんとした資格を評価して、それ故にその人に対して力を発揮することを求めてほしいと思います。単に「福祉を長くやりましたから」という感じではないのではないかというのは、福祉の専門性に対する評価につながる事なのです。

もう1つは、福祉の限界です。福祉には強制力がないんですよね。福祉を使えばこの人をこういうふうに助けられると思って、本人を説得したりするのですが、本人がそれを拒否しているのであれば、サービスの利用ができません。

これは、我々が社会福祉士（ソーシャルワーカー）としてやりとりしながら、一番限界を感じることでです。福祉は、今、契約制度でなされているからです。福祉を介入させるにあたってその無力感というのがあります。

この2つについて弁護士さんにご理解いただきたいと思います。

屋宮：これまで浦崎さんは福祉の方とかかわってこられたと思うんですけども、弁護士の側でこういうことは注意しなければいけないなみたいなことはありますか。

浦崎：千葉でやった事件で、ある知的障害の方を施設に受け入れていただくという調整をお願いしていました。そのときにある施設の方が、「うちで受け入れるということは、結局その人が自分から出ていかない限り、一生この人と付き合っていくんだ」ということをぼろっとおっしゃったんですね。

弁護士の世界は事件単位で人にかかわって、刑事事件も判決が出たり不起訴になったら、普通は

弁護士としてのかかわりがそこで終わってしまうので、どうしても刑事事件でこの処分を取るためにこういう証拠をそろえてという感じで見ます。でも、福祉にかかわる方たちは、そういう覚悟というか、その人と一生かかわっていくということもあるわけですね。

そうなってくると10日、20日という時間の単位じゃないわけですね。これから2～3年かけて本人との関係を築いていこうと。それから先はまた4年後、5年後みたいな。そういう中で私たちが何となく証拠をつくるために、取りあえずここここを当てはめてという視点だけで見てしまうと、感覚の違いというのが出てきちゃうのかなと思います。

でも一方で、私たち弁護士という役割も、限られた時間の中で本人の利益を実現しなければいけないので、その意味では時間的な感覚の違いは、逆にご理解いただかないといけないと思います。これは正しいとか間違っているの話じゃなくて、背景の違い、専門性の違いというのは、お互いが理解していけないといけないうし、それは単に刑事事件の場面だけじゃなくて、日ごろからお付き合い、連携していく必要があるところかなと思います。

屋宮：司法と福祉がつながっていく必要があるということに関して、東京三弁護士会は、どういう取組みを検討されているところでしょうか。

宮田：先ほどの松友先生のお話にもありましたように、東京では東京社会福祉士会や東京精神保健福祉士（PSW）協会と協議を重ねてきて、社会福祉士会から、刑事事件について理解のある、研修を受けた社会福祉士を、必要のある弁護士にご紹介いただいて、先ほどの減刑ワークや、あるいは障害についてのアドバイスをいただく活動をお願いできるような体制をつくれませんか、今検討しているところです。

大阪や横浜では、日本社会福祉士会の支援事業として予算的な裏打ちの下で施行されているわけですが、私たちの場合はそこにどうやって資金的な裏打ちをしていくのか、連携していくときにどうやって連絡を取り合っ、紹介のシステム、窓口をどこにつくるかということなども、これから詰めていかなければならない課題です。

松友：東京社会福祉士会では今年度の事業計画として、宮田さんがおっしゃった形のシステムをつくるということは決定しましたので、あとは具体的な中身を詰めているところです。

屋宮：そのほかにも、今、弁護士会は医療関係とか、福祉行政関係とか、この問題に関して必要だと思われるところと連携を取っていく試みをしているところです。

V 今後の課題

屋宮：障害者の刑事問題に関して、松友先生ご自身が今後の課題とっていらっしゃることはありますか。

松友：かつて知的障害者の支援に関わりの深い副島洋明弁護士から、「お前たち親の会は（当時、私は知的障害者の親の会の全国組織の常務理事を務めていました）、被害を受ける心優しき障害者のことは守ろうとするけど、加害をする悪い障害者のことは支援しようとしませんか」と迫られたことがあります。私個人としては支援は必要だと思ったのですが、言い換えると、我々のやっていることは加害者支援なんですよ。これはそれだけの理由もあるし、必要だと思います。しかし一方では刑事事件には被害者がいますから、仙台地検がやっているように被害者支援と加害者支援を同時にやるようなやり方も

あるのですが、どっちにしても国民的な理解を確立していかないといけないだろうと思います。

それが結果として我々の動きだろうし、正しい意味での彼らのリハビリテーション、社会復帰につながっていくわけですから、私たちの目の前にあるケースに対応するだけではなく、その意味を社会に向けて常に発信して理解をつくっていくのがとても大事だと思います。

今のところメディアも非常に好意的です。だけど、被害者の心情などを考えると、こういう形で介入しサポートする必要性を、いろいろな意味で、極端に言えば被害者においてもご理解いただけるような取組みが必要ではないかと思っています。

それがないと、「福祉につながるには犯罪をやった方がいいのではないか」みたいな誤解をされたらいけないわけで、しかるべき流れについてはいろいろな形で説明する必要があります。

特に福祉の分野の間において、まだまだ受入れが弱いという実態があります。そこには犯罪とか反社会的行為に対する反発や批判もあるでしょう。しかし、社会的連帯という視点からも、メッセージを流して行って、理解と受入れを求めていくことが必要です。これがないとこの取組みそのものも成功しないだろうと思っています。

屋宮：いずれにしても、この4月から専門弁護士制度を始めて、新しい制度を起こしたことに伴い、いろいろな考えなければいけない新しい問題が起こっています。これから弁護士会としてさまざまな問題について一つ一つ正面からとらえて、いい制度をつくっていきたいと思いますので、これからもご協力よろしくお願ひいたします。

（構成：伊藤 敬史，寺崎 裕史）